政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十六号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の八第一項中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

第三十五条の十七第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

第三十五条の十九第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

第三十五条の二十一第一項の表中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項の表中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

附則第六条の十一第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第七条及び第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

（地方税法等改正法附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるもの）

第二条　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（以下「地方税法等改正法」という。）附則第十条第三項第五号に規定する政令で定めるものは、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第六項（同令附則第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）及び同令附則第五条第七項の規定の適用を受ける課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。）とする。

（地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置）

第三条　平成二十七年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払についての同令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の十七第一項				
、当該各徴収取扱費算定期間内	（当該各徴収取扱費算定期間内	十七分の十	徴収取扱費基礎額	金額
、平成二十七年三月	（同月	十二分の十	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額	金額と同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割付金として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により当該還付金等に相当するものとされた額を控除し、つまり当該還付金等がある場合にあつては、法第七十二条の百五第二項の規定により加算される額を加算した額）に相当する額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により当該還付金等がある場合にあつては、これに加算した額）を加算した額）に平成二十七年四月及び五月に納付された額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により当該還付金等がある場合にあつては、これに加算した額）を加算した額）の合計額

第三十五条の十七第二項			
法第七十二条の百四	当該還付金等を還付した日の属する	同年四月及び五月	同年四月及び五月
平成二十六年十二月から平成二十七年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等がある場合にあつては、当該還付金等に相当する額（同年三月に還付された貨物割に係る還付金等がある場合にあつては、これに加算した額）を加算した額）が同年三月に還付された貨物割に係る還付金等に相当する額（同年三月に還付された貨物割に係る還付金等がある場合にあつては、これに加算した額）を超えるときは、同年四月及び五月に還付された貨物割に係る還付金等のうち、同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割付金として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により当該還付金等がある場合にあつては、これに加算した額）を超える還付金等に相当する額（同年四月及び五月に法第七十二条の百四の規定により当該還付金等がある場合にあつては、これに加算した額）を超える還付金等に相当する額	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月	同年六月から八月までの
	徴収取扱費基礎額		平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額